

平成24年11月14日

於・1001会議室（10階）

第985回

電波監理審議会

電波監理審議会

目 次

1. 開 会	1
2. 諮問事項（総合通信基盤局関係）	
(1) 電波の利用状況の調査等に関する省令の一部を改正する省令案について	
(諮問第34号)	1
(2) 周波数割当計画の作成案について	
(諮問第35号)	6
3. 付議されている異議申立てに関する審議	17
4. 閉 会	58

開 会

○前田会長 それでは、ただいまから審議会を開催したいと思います。職員に入室するように依頼下さい。

(総合通信基盤局職員入室)

○前田会長 それでは、ただいまから審議会を開催いたします。

諮問事項（総合通信基盤局関係）

(1) 電波の利用状況の調査等に関する省令の一部を改正する省令案について
(諮問第34号)

○前田会長 それでは、審議を始めます。

最初に、諮問第34号「電波の利用状況の調査等に関する省令の一部を改正する省令案について」につきまして、竹内電波政策課長からご説明をお願いいたします。

○竹内電波政策課長 それでは、ご説明を申し上げます。お手元資料の諮問第34号説明資料をご覧くださいと思います。

本件は、アナログテレビジョン放送の終了に関連いたしまして、電波の利用状況調査の調査区分の変更についてお諮りするものでございます。

諮問の概要のところに書いてございますが、電波の利用状況調査につきましては、全周波数帯を3つの区分に分けまして、①770MHz以下、②770MHz超3.4GHz以下、③3.4GHz超、この3つの周波数帯の区分に分割いたしまして、おおむね3年ごとに、局数が減ったのか増えたのかということを実際に各免許人に調査票を送付いたしまして回答いただくなどの形で分析

しているものでございます。今般、アナログ放送が終了いたしまして、デジタル放送のリパックにつきましても、東北地方で今年度末には終了するというところでございますので、この状況変化を踏まえて区分の見直しをしたいというものでございます。

具体的には、次のページをご覧くださいと思います。A4横の資料になっておりますが、電波の利用状況の調査の周波数帯の区分の見直しの概要というタイトルがついてございますが、上のところに書いてございますが、現行の区分は、今、ご説明申し上げました①、②、③に分かれております。これが下の図にございますように、周波数の再編によりまして700MHz帯の従来、放送に使っていたものを携帯電話用、あるいはITS用に変更するというところで、この割当ての変更については既に当審議会でご答申をいただいて公布・施行したところでございますけれども、これまではこの利用状況調査を再編前の周波数のところに、中ほどにございますが、770MHzのところを区分しておりました。この意味は、770MHz以下のところに放送が含まれるということです。そして、770MHzから上のところに携帯電話の周波数帯が3.4GHzまでの間に全て含まれるということで、こういった区分をすることが調査を受ける免許人にとっても、あるいは調査を行う行政側の費用を考えると合理的だということで、ここで区分をしていたわけでございますが、今回、周波数再編を行った結果、デジタル放送につきましても再編後の周波数でお示ししております710MHzまでに圧縮されるということでございます。デジタル放送の帯域では、下にございますようにホワイトスペースという形でラジオマイクなどが共用する形で運用されることとなりますので、このラジオマイクにつきましても710MHzから714MHzまでの帯域においても割当てをしておりますので、これらを一体的に管理するという観点から、一番低い帯域については710MHzまでにするのではなく、714MHzまでを一番低い

帯域のグループとして区分することが適当と考えております。したがって、改正後の区分につきましては、この資料の右上にございますが、一番低いグループは714MHz以下、それから中ほどのグループは714MHz超3.4GHz以下というふうにいたしたいと考えております。

その次のページは制度の概要でございます。これはもう皆様、よくご存じのことかと思いますので、説明は割愛させていただきます。

その後に意見募集の結果をお付けしてございます。2枚ほどでございますが、委員限りというふうに右肩にお付けしておりますけれども、本年9月15日から10月15日までの間、本改正案について意見募集を行いましたところ、4件の意見の提出がございました。その概要についてご報告を申し上げます。

まず、1件目、2件目、3件目については同趣旨のご意見でございます。ソフトバンクモバイル等3社、それから2件目が株式会社ウィルコム、3件がWireless City Planningでございます。いずれも一番高いほうの周波数帯については、今回は変更せず、3.4GHz超ということにしておりますが、この一番高いところについて、4.2GHz超に変更すべきだと考えますという意見でございます。理由といたしましては、携帯電話用周波数として、現在、この帯域について新たな割当てを検討しているということであるので、4.2GHzまで一体のものとして扱ってはどうかという提案でございます。ただ、この帯域につきましては、現在、まだ割当てをしているという状況には至っておりませんので、総務省の考え方というところを書いてございますが、今後、この導入状況を勘案して、実際にこの4.2GHz帯まで実際に割当てを終了して、その導入が始まるという時期に変更することが適当というふうに考えております。

最後、4点目の意見でございますが、4点目はイー・アクセス株式会社の意見でございます。前半部分では、こういった調査については賛同いたしますとになってございます。それから、次のページにまいりまして、一番低いところの

帯域を714MHzまでにするということについても賛同いたしますとなっております。ただ、最後のパラグラフでございますが、よってで始まる段落でございますが、3.4GHzを今、一番高いところの区分にしておりますが、これを4.9GHz、より高い帯域に変更、同一調査が可能になるような検討も必要ではないかというご意見でございます。これは先ほどの1件目から3件目までの意見と類似しておりますけれども、より高い周波数帯まで、4.9GHz帯まで、私どもとしては将来の第4世代移動通信システムの候補周波数ということで検討しておるといふ実態がございますので、そういったことも踏まえて、より長期的にはこういった幅広い帯域についても視野に入れて検討してはどうかということでございます。これについての総務省の考え方は、先ほど同様に割当ての変更状況を踏まえて、このあたりは今後検討してまいりたいということでございます。

資料の1ページ目にお戻りいただきまして、こういった区分の変更につきまして、ご答申がいただければ、施行期日でございますが、本年12月に公布・施行してまいりたいと。平成25年度の調査から適用していきたいというふうに考えております。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○前田会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの件につきまして、ご質問、あるいはご意見ございますでしょうか。

○原島代理 今年がちょうど①の調査に該当していて、②、③は関係ない、したがって、その区分が動かせるということだと思いますが、もし将来、上のほうの3.4GHzを動かすとなると、2年後、または5年後というふうにタイミングが限られてしまう、それと第4世代の動向を見るという、そういうことになるのでしょうか。

○竹内電波政策課長 この点につきましては、利用状況調査につきましては基本的におおむね3年ごとということで作らせていただいておりますが、前回、利用状況調査のご報告を本審議会でご説明申し上げました際に、例えば地デジ跡地などの非常に一般国民の関心の高い帯域などについては、一律3年置きというふうに、単に機械的にやるだけではなく、必要なものについては継続的にやるようなことも考えたかどうかというご意見も頂戴しておりますので、そういった重要な帯域については、私ども、今後、継続的に、ですから、地デジの跡地のようなどころにつきましては、できるだけ3年に1回ということではなくてやっていきたいというふうに考えておりますので、こういった機械的に次の周期が来るぎりぎりまで放置するというのではなく、具体的な割当計画を明確に、私どもとして決めた時点で速やかに変更をあわせて実施していきたいと考えております。

○原島代理 ありがとうございます。

○前田会長 ほかにはございますでしょうか。特にはないですかね。本件は、諮問の趣旨も極めて明確で単純だというようなこともありますので、この諮問第34号は諮問のとおり改正することが適当である旨の答申を行うことにしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 ご異議がないようですので、そのように決することといたします。

答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣宛てに提出してください。

(2) 周波数割当計画の作成案について (諮問第35号)

○前田会長 それでは、次に諮問第35号「周波数割当計画の作成案について」

につきまして、引き続き竹内電波政策課長から説明をお願いいたします。

○竹内電波政策課長 それでは、引き続きご説明を申し上げます。お手元の資料、諮問第35号説明資料に基づきましてご説明を申し上げます。

本件は、国際電気通信連合、ITUの本年1月から2月に開催されました世界無線通信会議、いわゆるWRC-12というふうと呼ばれておりますが、その結果に基づきまして、世界的な周波数の分配に変更がございましたので、この国際的な分配の変更に合わせて国内の割当表の変更をしたいという内容でございます。内容は多岐にわたりますので、恐縮ですが、資料を2枚おめくりいただきまして、後ろに参考資料ということでA4横の4枚ものの資料がございますので、こちらの参考資料に沿ってご説明を申し上げたいと思います。

今、申しましたが、WRC-12につきましては、この資料の2のところにございますが、本年1月23日から2月17日、スイスのジュネーブで開催されたものでございます。このWRCにおきましては、ITU憲章、それから条約に規定する無線通信規則(Radio Regulations)の一部改正が来年1月1日に発効することとなっております。これを受けまして、我が国で割り当てることが可能である周波数の表でございます周波数割当計画について、この無線通信規則(RR)に整合するよう、無線通信規則の一部改正の発効に合わせて割当計画を変更しようとするものでございます。変更点は非常に多岐にわたりますので、これを改めるという形で改正いたしますと、これの数倍のボリュームになってしまって、非常に煩雑になってしまうということもございまして、形式上は現行の周波数割当計画を廃止いたしまして、新たな周波数割当計画を作成するという形式で変更させていただきたいと考えております。これは前回のWRCの際も同様のやり方をとらせていただいております。

それでは、それぞれご説明を申し上げます。3の変更点というところで、(1)から(12)までございますので、それぞれポイントをご説明申し上げます。

まず、(1) 8.3～11.3 kHz ですけども、この3 kHzの幅、赤で塗ってあるところでございますが、ここが雷観測のための受信専用の気象援助業務の周波数として国際分配されることになりましたので、国内でも同様の追加をしたいというものでございます。落雷の際に発射される電波ノイズを複数箇所に設置された受信センサーで観測して、落雷位置を特定するという研究がイギリスなどで行われているということで、ヨーロッパ提案に基づいて分配されたものでございます。なお、これに伴いまして、周波数割当表の下限周波数、これまでは無線航行の下限に合わせて9 kHzが下限でございましたが、8.3 kHzが下限になるということとしております。ここから下については分配されていないということになります。

それから、2点目、(2)でございますが、472～479 kHzの7 kHzの幅、これも赤で塗ってあるところでございますが、ここは二次業務としてアマチュア業務に国際分配されることとなりましたので、これと合わせて国内分配を行いたいというものでございます。なお、アマチュア業務用の周波数としては、平成21年に分配いたしました136 kHzというのが一番低い周波数でございますが、これに次ぐ2番目に低い周波数帯の分配ということになります。

それから、次の3点目、1枚おめくりいただきまして4ページ目、(3)でございます。4～25 MHz帯の海上移動業務の周波数の削除及び追加ということでございますが、この周波数帯は船舶の安全航行のための業務に使用されておりますが、モールス用の周波数というのがこれまで1,600波用意しておりましたが、モールスについては、ご案内のとおり、利用が非常に減っておりますので、これについては削除すると、1,600波を削除いたしまして、改正後はゼロ波にするということで、そのかわりにデータ通信用が広く使われておりますので、これを470波追加するという事で変更したいということでござ

います。本件は航行の安全に関するということで、一定の周知期間、準備期間も必要でございますので、平成29年1月1日から適用することを考えております。

右側にまいりまして、(4)の3～50MHzの無線標定業務の追加でございます。これも赤で塗ってあるとおり、①から⑧の周波数を海洋レーダーとして、海の上で、例えば船の事故で重油が漏れ出したときに、どこに広がったのかでございませうとか、巨大な漂流物が来ているときに、これはどっち方向に流れているのか、こういったことを陸上から検出するための装置でございませうが、これまでは国際分配はございませうでしたが、今回、第三地域では8つの分配がされましたので、我が国もこれに合う形で国内分配をしたいというものでございませう。現在、国、大学などが海洋レーダーの実験局という形で、非常にステータスが曖昧な形で運用してきておりましたが、今回、実用ということでの周波数の確保が可能になりましたので、今後、こういった分野の安定的な運用というものに期待がされているというものでございませう。

次に、5番目でございます、資料の左下でございます。150MHz帯の周波数の追加でございます。この150MHz帯につきましては、海上移動業務で船舶の自動識別装置(AIS: Automatic Identification Systemという)、これはどこの船籍の何という船でどちら方向に動いているかといった情報を船が自動的に発信して、相手の船がそれを検出して、衝突防止などに役立てるということで、現在、広く普及が進んでおりますが、こういった情報については、船同士でやりとりするだけではなく、周回衛星、宇宙の衛星でもこれを受信できるようにする、あるいは航空機で捜索救難する際に、こういった情報を飛行機で受けられるようにする、安定的に受けられるようにするためには、これを国際分配して保護する必要があるという観点で、移動衛星で地球から宇宙方向の利用、それから航空機の航空移動業務(OR)——ORは定期航空路以外の

オフルートという意味でございますが、定期航空路以外の場所で、いわゆる捜索救難の場所で使うということで、航空移動のOR業務への追加ということでございます。国際的な合意と合わせた形で、我が国でもこの分配を行いたいというものでございます。

次に、1枚おめくりいただきまして5ページ目、(6)でございます。2.5GHz帯における無線測位衛星業務の世界的な一次業務格上げでございます。この業務は、ふだん使われている代表例で言えばGPSのような業務でございます。宇宙からの信号で地上の場所を特定するという業務でございます。実際にGPSはこの周波数帯を使っておりませんで、この半分ぐらいの1.2GHz帯とか、そういったところを使っているわけでございますが、この帯域は中国の衛星が実際には現在は利用しております。この帯域の周波数につきましては、従来は国際的な分配については、第一地域、ヨーロッパでは分配なし、第二地域、北米・南米では一次業務、それからアジア太平洋の第三地域におきまして二次業務ということで、地域によって、実はステータスが大きく異なっておりました。しかしながら、こういったグローバルな測位衛星システムでございますので、こういったステータスの違いというのがいかにも不合理だということで、一次業務に統一されましたので、国内的にも一次業務への格上げということで変更したいと考えております。

7点目、右上でございますが、5GHz帯の航空移動業務の分配でございます。無人航空機システム、UASと呼ばれ、Unmanned Aircraft Systemsの略でございますが、このUASの安全運航のための周波数を確保するために、5GHz帯で5,030～5,091MHz帯に航空移動(R)、これは定期航空路のR、ルートのRでございますが、の周波数が国際分配されましたので、これと合わせて国内分配を行うというものでございます。この航空移動をRでやるということは、要は定期航空路でございますので、いわゆる貨物便などの自動離

発着にも将来的には使えるような形での分配が行われたということでございます。

それから、(8)でございます。今度は7GHz帯の気象衛星業務の拡大でございます。既存の7,750～7,850MHz帯の気象衛星業務の周波数が7,900MHz帯まで、この赤で塗ったところでございます。現在は7,750～7,850でございますが、この赤の部分拡大ということで国際的に分配されましたので、これに合わせて国内的にも変更したいということでございます。背景といたしましては、これは周回衛星で用いられる周波数帯でございますが、欧州の気象衛星機関がこの帯域での高機能化、高性能化ということを計画しているということで帯域を広げたいという提案があり、合意されたものでございますので、今後、こういったものの利用が広がるという期待がございませう。

(9)でございます、15GHz帯の無線標定業務の拡大でございます。これは既存の15.7～17.2GHz帯の無線標定業務の周波数と連続いたしまして、これは右下の灰色で塗ってある部分、15.7GHzまでございますが、それと連続して、その下側に赤で塗った部分を拡大ということで国際分配されましたので、国内的にもそれに合わせるということでございます。この広帯域を使用することで、より解像度の高いレーダーシステムの導入が期待されているところでございます。

次に、6ページ目、(10)でございますが、22GHz帯の宇宙研究の業務の追加でございます。これは国内的にはセレーネという月探査衛星が既に運用されて、研究成果を上げているわけでございますが、JAXAにおきましては、今後、その後継機でございますセレーネ2という衛星の開発を進めているところでございまして、1号機は2007年に打ち上げでございましたが、次世代機は2017年の打ち上げに向けて、今、開発が進んでいるわけでございます。

が、そのための周波数として、この帯域を我が国から提案いたしまして、国際合意がされましたので、国内的な分配も行いたいというものでございます。

次に、11番、資料の右上でございしますが、24GHz帯の固定衛星の業務拡大でございします。これは既存の24GHz帯の固定衛星の周波数と連続して下側に赤で塗ってある部分を拡大するというので、これも国際合意がありましたので、これに合わせて国内分配をしたいというものでございします。下の絵のオレンジで塗ってあるところをごらんいただきたいんですが、この21GHz帯、あるいは24GHz帯は、もともと放送衛星用の周波数として、古くから検討がされ、国際的にも分配されておりますが、これまでのところ、この21GHz帯の衛星放送は実施されておられません。例えば国内的に言いますと、NHKがスーパーハイビジョンを実用化するとすれば、こういったところが候補になるのではないかとということで、今、研究が進められている段階でございしますが、帯域として、もともと600MHz帯という非常に広い帯域がダウンリンク、衛星から下りてくるほうに確保されておりました。ところが、これとペアになる上り方向の分配については、実は500MHz帯しか確保されておらず、アンバランスでございましたので、今回、100MHz幅を新たに追加するというものでございします。これによりまして、現在の衛星放送は12GHz帯で行われておりますが、これよりも広帯域の帯域が確保されるということで、今後、スーパーハイビジョンをはじめとした新しい衛星放送の実現につながっていくものというふうに期待がされているものでございします。

次に、左下、12番、37GHz帯の航空移動業務の削除でございします。ここは固定業務等を保護するために航空移動業務を削除するという国際合意がございしますので、国内的にもそれに合わせた変更を行うというものでございします。

WRC-12の結果を受けた周波数割当計画の変更については以上12点となりますが、これ以外のものとして、27MHz帯の無線操縦用簡易無線局の

削除というものがございます。これはラジコン用の周波数として27MHz帯を割り当てておりましたが、最近では無線LANで使われております2.4GHz帯などの利用が広がっておりまして、この27MHz帯での利用というものは現在ございません。今後も計画はないということで、今回削除したいというふうに考えているものでございます。(13)でございます。これはアクションプランの際も、そうしたご説明を差し上げていたかと存じます。

以上が周波数割当計画の主な変更でございますが、あわせて、その他規定整備として2点行いたいと考えております。これは参考資料がついておりませんので、新旧対照表でごらんいただければと思います。ダブルクリップでとめてあるものが2つございますが、下のほうに新旧対照表のA4横の表がございますが、ダブルクリップを外していただきますと、ホチキスでとめたものが10個程度に小分けされておりますので、その上から3つ目の資料、ございましたでしょうか。

2点の規定整理を計画しております。1点は、これまで無線局の目的という欄の中に、実は利用の条件のようなことを一緒に記載しておりました。例えば、放送業務で(ラジオマイク用)とか、そういった業務の目的というところに条件を一緒に記載しておりましたので、こういった条件に類するものについては周波数の使用に関する条件という欄がございますので、そちらに一括して記載するよう変更したいというのが1点でございます。それから、もう1点は周波数の使用期限を割当計画表の中に書いているものが多々ございます。本年内に使用期限が満了するものが9カ所ございますので、この9カ所について削除して、来年1月1日時点での現行化を図りたいということで、この2点の規定整備をあわせて行いたいと考えているものでございます。

本件について、パブリックコメントを実施いたしましたので、その意見の概要と考え方についてご説明差し上げます。先ほどの参考資料の次に6ページも

のの別紙というものがございます。意見募集は本年10月4日から11月2日にかけて実施いたしまして、11件の意見提出がございました。このうち9件がアマチュア無線に関する意見でございました。主な意見について、ご説明を差し上げます。

まず、別紙の1番から3番につきましては、アマチュア業務への分配に賛成というご意見でございます。

それから、意見の8番につきましては、日本でアマチュア業務に分配されている帯域が国際分配よりも少ないので拡張してほしいというご意見でございます。特に電波利用ホームページの情報検索で検索すると、アマチュア以外の局は極めて少ないので拡張が可能ではないかというご意見でございます。これについては考え方の欄に記載しておりますが、情報検索の性格上、全ての無線局について検索は可能としておりません。平たく申しますと、例えば自衛隊の周波数でございますとか、あるいは警察の周波数については検索可能になっていない部分がございますので、そういった理由から少なく見えているということに記載しているものでございます。

それから、意見の4番から7番につきましては、これも大変細かい意見で恐縮ですが、例えば4番の4行目でございますが、中華人民共和国やロシア国境から800km以上離れた地域では出力を5Wまで増加させることができるというふうに国際分配の脚注には書いてあるので、国内でもそのように800km以上離れたところでは5Wを認めてほしいということでございますが、これを5Wまで増加させた場合には、他国に対する干渉ということでは問題ないんのでございますが、国内の他の無線局との混信の可能性があるということで、これについては原案どおり1Wにしたいということでございます。

その他、事実関係での誤認でございますとか、そういった点もございまして、それは総務省の考え方というところに事実関係の説明等を記載しているも

のでございます。

それでは、最初の説明資料、A4縦の資料の2ページ目にお戻りいただきまして、3番の施行期日をごらんください。本件に係るスケジュールにつきましては、答申をいただきますれば、速やかに周波数割当計画を変更し、官報に掲載することを予定しております。現行の周波数割当計画は本年12月31日に廃止いたしまして、新しい割当計画は改正無線通信規則の発効日でございます来年1月1日より施行することとしたいと存じます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○前田会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの諮問案件につきまして、ご質問、ご意見等ありますでしょうか。

○原島代理 WRCの動向に合わせて周波数割当計画を作成し直すというのは当然で、非常にもっともなことだと思いますが、ちょっと個人的な興味ということでお聞きしたいんですけれども、今回、割当ての周波数の下限が9kHzから8.3kHzになりましたよね。この下の周波数、波長が長い、低い周波数は、物理的にはすごくおもしろい周波数でして、大地とか水中も通過するというので、潜水艦とか、昔、鉱山で使われていたという話があるんですが、それは割当てではなくて使っている、勝手に使っているという周波数なんですか。

○竹内電波政策課長 いえ、そうではございません。この点につきましては、もともと国際分配もそうでございますし、国内の割当表にも注ということで記載をしております、下限の周波数より低い周波数帯の割当てでは、割当てがある周波数帯に有害な混信が生じないという条件で使ってよろしいと、そういう条件にしますよということを書いてございますので、そういった水中とか地

中深くとか鉱山等で使う場合には、そういった既に高い周波数で割当てをしているところに悪さをしないという条件で使ってよろしいということで、利用を禁止しているという意味ではございません。

○原島代理 禁止しているというわけではないけれども、そういう配慮はきちんとされていて認めていると。

○竹内電波政策課長 使ってよいということですか。これまでもそういうことでございます。

○前田会長 ほかにはいかがでしょうか。

今回のWRC関連で12件と、それからその他1件、それから最後に、その他、細かい変更がありましたね。それが今回の修正の全てということなんですね、てにをはの修正はあるかもしれませんが。

○竹内電波政策課長 てにをは等はありますが、それが全てでございます。

○前田会長 そうですか。

あと、先ほど原島先生が個人的興味があるとおっしゃったので。先ほどの中国とロシアの国境から800km云々と言っている、出力の制限がありましたけれども、これはどちら側のニーズでそういう制限をしているんですか。何を言っているかという、例えばこちらからだとする、そういうような電波が向こうに届くとすれば、何らかの情報を向こう漏らすようなことを禁止しているということなのか、あるいは向こう側からそういうことで何らかの妨害をされては困るというふうに言われているのかという。

○竹内電波政策課長 こういった規定を置く場合には、基本的には中国、ロシアの国内で、この周波数帯域、あるいは隣接帯域で別業務があり、それに対する影響が生じ得る場合に、その距離と出力の関係で5Wで800kmで計算いたしまして、入ってくる受信点入力感度以内であれば他業務に対して混信が生じないということで、両国の国内での他業務に対する影響の除去という観点で

こういった規定が置かれて、ほかにもこういったものが800 kmとか、1,000 kmという距離で置かれている例はほかにも幾つかございます。

○前田会長 相手国側のニーズであると、そういうことですね。

○竹内電波政策課長 はい。

○前田会長 これまたパブコメの中に関連してなのかもしれません。弱腰外交云々と書いてあったものですから、どういう関係にあるのかなと不思議に思ったわけであります。済みません。

○竹内電波政策課長 この点につきましては、むしろ、国際間のお話ではなく、国内の他業務との関係で混信が生じ得る可能性があるので、5Wにすると、中国、ロシアとの間では問題は生じないんでございますが、国内の他業務に影響が行くということで、国内事情での制約で5Wにしないということでございます。決してロシアとか中国に混信を起こして苦情が来るのを心配して5Wまで認めないということではございません。

○前田会長 逆に日本側から勝手にそういう大きな出力で情報を流すこと自体が問題で、それを禁止しているのかと思ったりしたので、そんなことはないですか。

○竹内電波政策課長 そんなことはございません。

○前田会長 失礼しました。

ほかにございますでしょうか。ありませんか。

それでは、そのほかのご意見、ご質問ないようでございますので、諮問第35号は諮問のとおり定めることが適当である旨の答申を行うこととしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 ご異議がないようですので、そのように決することといたします。

答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣宛てに提出し

てください。

以上で、総合通信基盤局関係の審議を終了いたします。どうもありがとうございました。

(総合通信基盤局職員退室・資料配付)

付議されている異議申立てに関する審議

○前田会長 それでは、審議を再開したいと思います。

付議されている異議申立てに関する審議ということでございまして、最初に P L C に関する異議申立ての決定案に関する審議を始めます。

先日の審議で皆様からいただいたご指摘をお手元の決定案に反映しているはずでございますが、山本委員から修正箇所の説明をお願いできればと思います。

○山本委員 それでは修正箇所ですが、基本的には字句の修正です。前回ご指摘があった点につきまして、まず、29ページのあたりですが、「失当」という言葉についてご指摘がございまして、これにつきましては「是認できない」という形に直してございます。これは29ページと、それから後にも若干出てくるかと思えます。

あとご指摘がございましたのは「受忍義務」という言葉でして、22ページの5行目ですけれども、「受忍すべきもの」という表現に改めてございます。

それから、「信用できない」という言葉がございまして、これは30ページの4行目から5行目あたりですけれども、「信頼性が高いと評価することはできない」という表現に改めてございます。

あと、同様の箇所が幾つかございます。

以下、35ページの④の国際 C I S P R の記述につきましても、現在、審議がとまっているということでしたが、審理時の事情と現在の事情を一

緒にしたような表現があったので、それを分けまして、「乙155号証」と書いてあるところの前までは審理時の状況、それで「この点については、現在までのところ状況に変化はない」という形で、現在の状況というふうに書き分けております。

40ページの「もっとも」のセンテンスは前回なかった部分ですけれども、前回の原文ですと、「電波監理審議会の委員が直接審理をする可能性がある」ということが見えにくくなっていた、それが極めて例外的な場合であるかのような表現が使われていたものですから、はっきりと電波監理審議会が委員による直接審理を行う可能性もあるのだと。ただ、本件ではそういったことをする必要はないという形にさせていただきます。

それから、前に戻って恐縮ですけれども、今の関連で39ページの(9)の「なお」という最初の段落ですが、「付言する」と表現を改めております。

それから、最後の元の付加意見の部分については、クリップでとめてございます案の最初の2ページ目に要望という形にしておりまして、内容につきましても前回出ました国際CISPR委員会に関する記述を若干削っております。原文では、3のところ国際的な動向の記述があったのですが、これは削りまして、4のところ、後ろから3行目の後段については、現在までのところ国際CISPR等の国際標準化機関による規格化・標準化には至っておらず、必ずしも議論が進んでいるという条件を満たしているわけではないけれども、欧州において議論があることは確かであると、これは、元は「見直しに関する動きがあることは確かである」という記述だったのですが、そこまで言うことはできないので、議論があるという漠然とした表現を使っております。

以上でございます。

○前田会長 ありがとうございます。

それでは、特に変わったところは、今の案の別紙としてつけたところは全体

が変更になっていますので、それらを含めて何かご質問、ご意見等があれば。

○山本委員 それから、一つ、当事者の主張の中で相手の言い分について「失当である」と言っていた箇所が1カ所あったのですが、そこは当事者の主張なので直しておりません。

○前田会長 わかりました。いかがでしょうか。別紙という形にすることについて、中に入れるという案もあったわけですが、こういう形にすることについてはよろしいですか。

○原島代理 大分前にもちょっとここで議論があったかと思いますが、別紙という形で、場合によっては本文の議決書がどこまで外に出るのか。外に出るのは決定書だけだとすると、こちらでこういう要望したのが、総務大臣だけが見て、関係者は見るできないということなのかどうか、ちょっと確認だけさせていただきたいと思えますけれども。

○事務局 議決書（案）は大臣に対して出されますので、一応、そこでとまります。ですから、表になるとすると、いわゆる情報公開、開示請求があった場合には出てくるでしょうけれども。あと、もう一つ、この要望の中身を明らかにする方法といたしましては、審議会後に会長が会見をなされますので、そのときに結果を伝えるとともに、紙を配るなり、内容を読み上げるなりして知らしめるという方法もございます。

○山本委員 前は議事録にとどめるという。

○原島代理 会長が場合によっては読み上げるという。

○前田会長 この審議会の中で今、読むと、そういうことですね。

○原島代理 読み上げれば議事録に載るということになるわけですね。

○事務局 そういうこともございます。

○原島代理 やはり、これだけは要望したということはきちんと残ったほうがいいと思いますので、何らかの方法をとっておいたほうがいいですね。

○榮審理官 ちょっと1点だけよろしいでしょうか。

○前田会長 はい、どうぞ。

○榮審理官 中身的には問題ないと思っておりますが、今日初めて見せていただいた40ページのもっとも部分でございます。「先に引用した法87条但書は」のところでございますけど、条文そのものはこういうふうにかかれていません。「審理は、電波監理審議会が事案を指定して指名する審理官が主宰する。ただし、事案が特に重要である場合において電波監理審議会が審理を主宰すべき委員を指名したときは、この限りでない。」と書いています。そうすると、委員がこの審理にかかわるといのは、常に主宰する立場で指名された委員が関与するということを予定しているのかなというふうに私は理解したのですけれども。後半のほうのしかし以下は条文どおり書いてあるのですが、もっとも云々のところが何かちょっと条文とずれているような表現があるのかなと。ちょっとご提案ですが、87条但書は、その後に電波監理審議会が指名した委員が審理を主宰する余地も認めているというぐらいにしてみると、ほぼ条文のダイジェストになるのかなというふうな。

○前田会長 電波監理審議会そのものがやるのではないということですね。

○榮審理官 ええ。審議会が委員による直接審理を行うというのと、何かちょっと表現としては委員会そのものが直接やるような感じにもとれるのですが、そういう余地も、あるいは理論上あるのかもしれないけれども、条文の範囲でいきますと、というふうな感じでございます。その後の「しかし」以下の文においては委員が直接審理を主宰すべき理由となる事情はなくというふうにお書きいただいて、まさにこの条文に従ってご判断をなさっていらっしゃるのかなと思われましたので。今、ちょっと見た限りのことでございますが、内容的には全く異論はございません。

○山本委員 案件により電波監理審議会が指名した委員が直接審理を主宰する

可能性……。

○榮審理官 可能性というより、余地と言っても。

○山本委員 主宰する余地も認めていると。

○榮審理官 あるいは「場合があることを認める」とかでもよろしいですけど、ちょっと余地だと絞り過ぎかもしれませんし。

○山本委員 確かにそうですね。案件により電波監理審議会が指名した委員が直接審理を主宰する場合があります。

○榮審理官 ことも認める。

○山本委員 することも認める。

○榮審理官 「場合があることも認めている」でもよろしいかと思えます、山本委員がおっしゃるとおりで。

○山本委員 「することも」でいいですかね、「案件により」ですからね。

○榮審理官 あるいは「ことも可能」でも、そこは。

○山本委員 わかりました。ありがとうございます。

○榮審理官 失礼しました。

○前田会長 先ほどの読み上げる云々は読み上げずに、ここで決定案の議決にかかわる総務大臣への要望をこの審議会としてこの議決書に添付をするということで、議事録としてはあるということではいかがでしょうか。この中身については会見のときに配布するということがいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 ほかにはいかがでしょうか。

○山田委員 緻密にご検討いただき、お忙しい中、ありがとうございました。

先ほどの榮審理官ご指摘の箇所ですが、87条但書を前に持ってきたので、ちょっと文言がどうかなということだったと思うのですが、この87条但書

を後のほうに括弧書きで入れれば、趣旨は伝わるのかなと。

○山本委員 なるほど、そうですね。

○山田委員 我々、審議会として本件を指名委員によるという判断をしなかったという趣旨も含めて、「もっとも」のところの文章を、起案いただいたように思うので。もっとも、案件により電波監理審議会が委員による直接審理を行うこととする可能性のところ、言葉を置きかえてもいいと思いますが、「も認めている」で、括弧で、法87条但書とすれば。

○原島代理 主宰する場合もある、認めているというのは、これは但書ですから、但書が括弧ということは、むしろ、「認めている」を除いて、主宰する場合もあり得るとか、そういう表現になるのでしょうか。「認めている」の主語が見えなくなってしまうということです。

○山田委員 あと、信用という言葉信頼性等に置きかえていただいたのは、多分、判決なんかでは同じ意味だと思いますが、受け取る側からすれば、言葉を替えていただいたのは非常に適当かなというふうに感じました。

○松崎委員 信用できないということ、全否定という感じがしますものね。

○山田委員 証拠の信用性という発想からいくと疑わしいと。

○原島代理 人格的な問題を含んでいるような感じが一般的にはしますので。

○山田委員 司法文書としては同じことかなと。

○原島代理 かつ、今回の場合、データの信頼性ですから。

○前田会長 山本委員、その直前に言われた「もっとも」のところの話はどうしましょう。主語がないということに対して、電波法ではとかそういうようなことで入れる。

○山本委員 主語がなくなってしまうという問題がありますかね。

○山田委員 そうしますと、元に戻して、審理官のご指摘の形で修文いただいで。

○榮審理官 私は山田委員の形でもよろしいのかと思いますけど。法はと書けば、これはたしか全部、電波法にかけてありますので、それで括弧書きを後ろに持っていくという形で。

○山本委員 そうしますか。「もっとも、法は」として。

○榮審理官 87条但書は括弧。

○松崎委員 文末は「認めている」なんですか、それとも「ことも可能としている」？

○山本委員 「ことも可能としている」、「認めている」、どっちがよろしいですかね。「ことも認めている」のほうが認める余地が広いような印象はありますかね。「可能である」よりは、ニュアンスの問題なのでしょうけど、やや広い感じはしますかね。案件によりと言っているから、「認めている」と書いても、誤解される余地はないですかね。

○前田会長 もっと積極的にそちらをやる感じですかね。

○山本委員 積極的に言うのであれば、認めているというのが一番強い感じで。

○山田委員 「案件による」と「認めている」のセットで押さえるので適当かなと感じているのですが。

○山本委員 「もっとも、法は案件により電波監理審議会が指名した委員が直接審理を主宰することも認めている（87条但書）。」

○山田委員 下から3行目の「上記の原則の例外として」というのは、これはあったほうがいいですか。

○山本委員 そうですね、なくても構いませんね。

○前田会長 よろしゅうございますか。それでは、今まで挙がったようなご意見を反映していただいて、最終的な決定案を11月28日の電波監理審議会で決定したいと思います、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○前田会長 それでは、そのように進めたいと思います。

山本委員には、本日の委員のご指摘を決定案に反映していただきたいと思えます。その後、メールで各委員に事務局のほうから決定案を送付して了承いただいた上で最終案を確定するというので、28日にかけてたいと思います。

よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

それでは、その次に株式会社ひのきから申請された総務大臣裁定の申請に対する拒否処分に係る異議申立ての決定案について審議を始めます。

決定案について、山田委員よりご説明をお願いいたします。

○山田委員 松崎委員とともに起草委員に指名いただきまして、山田から簡単にご説明させていただきます。

まず、主文に相当するところ、取消しの対象たる処分について、特定の方法について、総情域第144号という、これが文書番号で、これで特定されると思いますので、日付を入れまして、「総務大臣が平成23年10月20日付け総情域第144号により行った裁定拒否処分は、これを取り消す」という主文で準備させていただきました。

その前に結論と論旨の展開については意見書に沿ってという前提で、という理解でよろしいですか。

○前田会長 はい。

○山田委員 主文についてはそういう形で準備をさせていただきました。流れにつきましては、意見書の目次に沿いまして、意見に当たる結論部分が今の主文でございます。

第2、事実及び争点について、異議申立ての趣旨、申立人側から主文と同旨の決定を求めるということで準備しました。

2以下につきましては、基本的に意見書そのままでありまして、私が手を入れた部分について何点か申し上げますと、10ページ、⑤のところ、23年以降。同年2月15日に会合を持ったことは事実であるが、その内容は異なるという意見書のところ、ちょっとわかりにくかったので、異議申立人の主張する事実と異なるというふうに加筆させていただきました。

それから、11ページも形式的なところですが、証拠関係のところ、意見書のほうは何号証の提出という言葉をつけてあったのを、提出された証拠のリストアップということで、「の提出」を消させていただいたんですが、榮審理官、これは。

○榮審理官 提出した証拠と書いてありますから、わざわざ後ろで提出と書かなくてもよろしいと思います。

○山田委員 ありがとうございます。

それから、7、主な争点のところ、異議申立人が参加人のテレビ放送の再放送同意を求めたことにつき、「参加人が協議に応じず」、又は両者間で「協議が調わないとき」に該当するかどうかであるという意見書の「どうか」のところを「否か」ということで改めさせていただいたんですが、皆様のご意見があれば元に戻す、あるいは別途の表現をご検討いただきたいと思います。

それから、17ページ、3、「協議が調わないとき」に該当するかの(1)の末尾の行で、「継続的に一貫して表示されてきている」という意見書の表現を「継続的かつ一貫して」に改めさせていただきました。

それから、17ページ、(3)の一番下の行は山本委員が入れてくださったのですね。

○山本委員 そうですね。

○山田委員 山本委員のご指摘が17ページ末尾の行の青字でありまして、入れていただいたほうがいいと。このあたり、青のところを山本委員がさらに手

を加えてくださったところで、起草委員としてはこのとおりでいいかなと思っておりますが、なおご意見があればというところです。

それから、18ページ、(4)「言うべきであろう」を断定的な表現に改めさせていただきます。

それから、19ページのところ、ここが多分、ご意見があらうかと思われるところですが、19ページ、上のほうです、通常の企業間取引においてということで、意見書にありますところ、非常識というふうに言うのはちょっときついなと思ったものですから、「常識的」を「通常」という言葉に改めさせていただいたのですが、括弧の頭のところにも通常とあるので、ちょっと重なってしまっておりまして、ほかの方からもご意見があらうかと思しますので、ご検討いただければと思います。

青字のところ、山本委員がご指摘いただいた部分だと思いますので、山本委員からお願いします。

○山本委員 若干書き加えておりまして申し訳ないのですが、形式的なことはともかくといたしまして、これはメールでも指摘をさせていただきましたけれども、例えば12ページから13ページの協議が調わなかったときとはどういう場合なのかということの説明の部分ですね。

それから同様に、先ほどご指摘のございました17ページの終わりから18ページの初めの部分、ここも協議が調わなかったときに当たるという認定が書かれている部分ですが、ここを整理すると、両者間の同意がない、意思の一致がないということと、両者間に現在意思の一致がない、しかも今後も客観的な今までのやりとりの経緯等から判断して、とても意思の一致に至る見込みがない、余地がないということと、それから、これは総務大臣が主張していることだと思いますけれども、意思の一致がない、協議が調わないことを、当事者が確認をしたということの3つがあり、審理官の意見書においては、最後の、意

思の一致が実現できる見込みがないことを当事者が確認しないとイケないかという、そこまでは必要ありませんと書かれていて、それはそのとおりであろうと。ただ、現在、意思の一致がないということと、現在、意思の一致がなく、やりとりをしたけれども、その見込みがないこととの区別が、表現の上であらわれていないところがあって、若干誤解を招くかと思いましたが、全体に、意思の一致が現在ないというだけでなく、今までの当事者間のやりとりから見て、今後も、それがとても見込めない状況になったときを、協議が調わなかったものとする趣旨を明確にさせていただきました。

それから、これは直前の提案で申し訳なかったのですが、最後の20ページで行政裁量の話が出てきまして、やや唐突な感じがあったので、見直してみますと、これは総務大臣の側が、8ページの一番上のところで言っている主張に対応する記述であろうと思うのですが、ただ、8ページの一番上で言われていることは、行政裁量の話ではなく、むしろ、総務大臣が当初、裁定を受け付けたときに申立人から提出された証拠が十分でなかったため、裁定申請の要件を満たすことを確認できなかった、したがって、「裁定を拒否した処分は適法だ」という主張にウエイトがあって、裁量がある、ないというのは最後に書かれているのですが、どうも総務大臣がここで言っている主張の内容とは食い違っていると思いましたが、そうだとすると、むしろここでは、確かに当時、そういう事情があったかもしれない、これは本件で直接、そこまで認定する必要がないので断言はしていないわけですが、仮にそうだとすると、この異議申立てに対する決定の手續においては、手續の中で出てきた当事者の主張、あるいは証拠を総合して、結局、協議が調わない状況にあると認定したのであると。それから、当初、総務大臣が裁定を受け付けたときに、それがわかったかわからなかったかということは本件では関係がないという形にしまして、国家賠償法上の違法性云々というのは書き過ぎかもしれませんが、裁量と言っ

てしまうと、総務大臣が言っていることとずれてしまうかと思ったものですか
ら、書きかえてみたということです。

○原島代理 このところで、本決定は異議申立て手続において提出された主張及び証拠に基づき協議が調わないときに当たる旨を判断するものでありということ、その後の本件審議の過程での当事者間のやりとりの経緯というのは考えてないというふうにとられてしまうような気がしますけれども、むしろ、逆なんじゃないかという気がしますけれども。本決定は、審議の過程での当事者間のやりとりの中で、もう協議ができていないという判断もあったと。

○山本委員 さらにその問題があるかと思います。これは今日の資料で、まさに会長が指摘をされていると思うのですが、私がとりあえずここに書いたのは、審理官の意見書に書かれていることを前提にすると、こういうことであろうという趣旨です。仮に、この手続の間のやりとりまで含めて協議が調わない状況にあるという認定だとしても、ここに書いたこと自体がおかしいわけではなく、さらに加えて、この手続における事情まで考えてと2つ重なってくると思います。協議が調わなかったことを判断する事情として、どの時点の事情まで考えるかという問題が両方あると思いますので、もしご指摘のようなことを明確にするとすれば、さらに加える必要があることになろうかと思います。

○原島代理 実際、意見書の中での判断がどうであったか、佐藤審理官の判断がどうであったかということになるかと思いますがけれども、どうなのでしょう
か。

○山本委員 これは意見書の中に直接書かれていますか。

○原島代理 15ページの⑭。

○山本委員 ここですかね。

○原島代理 本件異議申立ての審理終結の時点において。

○山本委員 そうですね、確かにここに書かれていますね。

○原島代理 ええ、書いていますね。

○山本委員 19ページの最後の「しかし」の段落で、⑭項に記載のとおり、「終結日においても」とあるので、ここに言及はあるのですね。19ページのしかしという部分の前までのところで、もう協議が調わないという結論は出ていて、しかしという部分は、こうした回答があったとしても、という。

○原島代理 これはまさにむすびの前の文章ですよ。

○山本委員 全体としては、(6)の前までで結論は出ていて、(6)のところで仮に⑮のようなことを言ったとしても、⑭のようなことがあるので、それは成り立ちませんという、この文章の流れはそういう感じですね。

○山田委員 意見書自体はもう調わない状況にあると。それに加えてということ、まだ引き続き協議に応ずる意思があると言いながら、バツだからということで、だめ出しのような形でこれを使っているのが意見書のスタンスですよ。

○前田会長 そうですね。

○山本委員 もしこれを、むしろ積極的に協議が調わないことを根拠づける事実として使うとすると、少しここは書き直さない。

○山田委員 そういう決定案とするのか否かというところをまずご審議いただくということだと思のですが。

確かに異議申立て以降の後発の事実を判断の材料に使うことはできると思うのですが、基本的には申立て時のほうが大きくなければおかしいと思うんですね。というのは、混沌とした状態での申立てを前提とする手続かどうかという部分で、仮に審理終結の時点で、いや、まだ協議に応ずる余地がありますよと参加人が言ったとしても、結論は変わらない案件だと思うんですね。

○前田会長 私もこれを書いていて、審議の過程で新たにわかったことって、ここに書いてあることぐらいしか見あたらないので、ほかに証拠書類みたいな

ものがあるのかなと思って、読んでみたらないということなので、すごく弱いなとは思ったんですけど。審議の過程でさらに協議が調わない、そういうことがより明白になったという、その1行だけでもいいのかもしれませんがね。

○榮審理官 よろしいでしょうか。

○前田会長 どうぞ。

○榮審理官 非常に複雑な要素が織り混じっているような形で、特に20ページのところはあれですけども、私は青字の中のことでですけども、異議申立人が「協議が調わない状況」にあることにつき十分な主張や証拠を提出しなかったため、総務大臣が、協議が「調わないとき」に当たらないと判断したことは適法であるとの趣旨のようであるというところですけども、普通、判決なんかですと、判決積明的に趣旨と解することができる、そういうふうに普通裁いてしまうやり方をすることがあります。ようであるというよりは、こちらの審理体としては、この主張はこう受けとめたんだよということを趣旨と解することができる、こう読んだよということを裁断的に述べてしまう。

次のところですけど、こうした主張はという裏付けはあるのですけれども、むしろ、ここの論理的には、本決定は、異議申立て手続において提出された主張及び証拠に基づき、「協議が調わないとき」にあたる旨を判断したものであるとか、だからまさに総務大臣とは違う判断をしたのだよという、それだけのことなのかなと。今の解される部分に対する打ち返しとしてはですね。あとの裁量の判断とかいうことについては、ちょっとここの論理的には別の観点なのかなと。それが混在しているように読めるので、この2つの軸なり、3つの軸のことがまとめて書かれてしまっているような受けとめ方をしたのですけれども。一つ一つ書かれていることは、多分、ご判断でよろしいのだろうと思うんですけど、読み取りにくくなっているのは混ざっているからなのかなというふうになんてちょっと受けとめました。

もう1点は、そもそものその前のページの19ページの例の山田委員がおっしゃられた通常のところのございますけれども、これも今のところにつながってくるだろうと思いますけど、佐藤前審理官は括弧書きでお書きになったんですけども、判決で書くとすると、拒否回答すべき義務があったことは確かであると、こうあって、ちゃんと答えるべきだったのだと。その後、普通だったら、こんな放っておくなんてことはあり得ないじゃないか、そして、本件の場合、「してみると」という判断につながっていく。だから、括弧内ではないのではないかと。つまり、義務があった。普通だったら、こんな放っておくはずないじゃないかと。ただ、この括弧内のところで、判決だと、多分、こう書くと思います。通常取引において、一方がある契約の申込みをしてから4、5年も経ているのに、自社の社内稟議が終わっていないとして明確な回答をしないなどということは許されないはずであるとか、一般常識だと、こんな放ったらかしにして柳に風と受け流していく拒否的な正面から答えないで、生煮えの状態で放ったらかしていくなんてことをやっっているながら、拒否してないなんて言うなんていうのは許されないとか、黙視されないとか、許容されないとか、何かそんなニュアンスなのかなと。だから、常識的にあり得ないというよりも、今さらそんなこと言うなんて禁反言というか、信義則に反するというか、というふうなことの評価的な表現になるのかなと。そういうことを前提に、本決定ではもう協議は調わない状況だという主張にいつまでもこだわっているのはおかしいという、そういうふうな軸足でご判断なさったのかなと。この19ページのあたりの処理の仕方と後ろの部分はつながってくるのかなと思ったので、ちょっとだけ申し上げました。

○原島代理 通常企業間の取引においてあり得ないのか、企業間の取引に一番詳しいのは会長かと思うのですが。

○榮審理官 企業じゃなくてもよろしいのかなと。

○前田会長　そうですね、何回催促されても回答しないということは拒否の意思を示しているのと同じことであるということとは言えると思いますね。

○山田委員　ここで言いたいことは何かというと、18ページの(4)の頭のところに対しての評価ですよね。つまり、何回も何回も積極的に申し入れしなかったじゃないかということに対して、答えを待っている間、待たされている間だということでは言っているので、もう少し簡潔に削ってもいいのかなという気はしますね。

○山本委員　私は、ここは削っていいのではないかという感じがして、確かであるというところまでではっきり言っていることですので、あえてそういう人によって受けとめ方が変わるようなフレーズを使うのは。

○原島代理　ある種の企業間ではあり得るとか。

○山本委員　結論を出すのに必要なフレーズであれば残す方向で考えるべきだと思いますが、必ずしもそうでもない感じがします。

○山田委員　確かで「ある」で切ってしまうと、括弧以下を削ってしてみると、ここで言いたいことは何かというと、積極性がないとは言えないということ。

○原島代理　文脈から言うとそうなのですが、今のご指摘は、むしろ、決定にそれが一番大きく影響しているのではないかと。つまり、これだけ長い期間があるので、もうそれは協議が調わないという。

○山田委員　ただ、「5年近くも」というところは、その前にも出てきていますし。

○原島代理　4年9カ月間、協議が調わないことは明白であると。

○山本委員　これは直接には異議申立人側が協議してくれとしか言っていなくて、18ページの(4)の最初ですけれども、積極的に、例えば自分はどういう条件があるからどうだろうかということまで積極的に協議をすることまで

はしていないと、どうなっているのかとしか言っていない。それでは不十分ではないかという主張に対して、何も回答していないのだからどうなっているのかとしか言えないじゃないかということですね。

○原島代理 確かに4年9カ月というのは前のほうにしっかり書いてあるわけですから、ここの文脈からはここの文章は、この括弧内は除いてもいいかもしれません。

○山本委員 5年間、それが続いたことと、その後でデジアナ変換の暫定措置でどうかといったことがセットになっていて、デジアナ変換の暫定措置、経過措置でといったことは、協議を継続する意思ではなく、単に諦めさせようという意思であったと認定しているのですね。

○前田会長 それでは、この部分は削る方向で。

○原島代理 その点はそれでよろしいでしょうか。ちょっと元に戻って、むすびの中にある文章ですけれども、総務大臣は云々というのは、ちょっとむすびの中にこれがわざわざ取り上げられているということにちょっと違和感がありまして、場合によっては前のところの6の次の(7)という形で書いても、あるいはいいのかなど。むすびだと、何かちょっと強過ぎるような。

○山本委員 確かに総務大臣や参加人の主張に対して答えている項目がずっと続いているので、(4)、(5)、(6)の最後に手続全体にかかわることとして。

○原島代理 ちょっと表現が少し変わるかもしれませんが。

○山本委員 表現は、先ほど直前に慌てて書いたものですので、全然練れていないもので、申し訳ないです。

○原島代理 むすびは非常に単純にして、上と下をつなげて、「協議が調わないとき」に該当する状況にある、と認めることができる。よって、本件裁定申請はとつなげてもおかしくないような気はしますけれども。

○松崎委員 7にあったほうがすっきりしますね。

○山本委員 さきほどの異議申立て手続の間の発言ですね、それをどう位置づけるかというところは実質的な話になりますのでどうするのかと。

○山田委員 判断しますとすれば、むすびじゃないところで触れたほうがいいですね。むすびについては、上記のとおり、本件の再放送同意申込みに関しては、異議申立人と参加人との間で「協議が調わないとき」に該当する状況にある、と認めることができる。よって、本件裁定申請は放送法云々の要件を満たしているから、これを認容しなかった本件裁定拒否処分は、取消しを免れないと。これだけにする。

○原島代理 そのほうがシンプルだという気がしますね。

○山田委員 そうすると、山本委員がむすびに入れていただいた青字のところを（7）で書くかどうかですね。

○山本委員 書くかどうかですね。

○山田委員 これについて、判断を示したところは全くなかったですかね。

○山本委員 直接にはなかったように。でも、どこかほかのところに入れたほうが、落ち着きがいいかもしれません。代替案まで考えていなかったのですが。

○前田会長 さっきの、ちょっと話がまた元に戻るかもしれませんが、私の言ったものをもし入れるとすればということで、（6）のところ、最後のパラグラフのところ、しかし、参加人云々ってありますよね。そのときに、上記2（1）云々記載のとおりという、その修飾語として、この審議の過程で新たにわかった事実としてという上記2（1）の⑭項に記載のとおり、終結日において……、わかりますか。

○山田委員 この3行を19ページの4行目。

○前田会長 下から8行目の右側のほうから上記2（1）の⑭項に記載のとおり、これは新たに意思がないことがわかったと言っているところですよ。ですから、これの修飾語として、審理の過程において新たに上記2何とか何とか

ってというのが、それと語尾を変えなきゃいけないのですが。その2行下の意思を明示してありというところ、意思が明らかになっておりとかとっていう。

○山田委員 2(1)の⑭と内容は一緒ですね。15ページの⑭、これを上記2(1)の⑭項に記載のとおりとあるので、同じことが重なってしまう……。

○前田会長 そうじゃなくて、言っているのは審理の過程でという、その一言だけなのですよ、意味があるのは。だから、上記2(1)というところはそのまま残して、その前に審理の過程で新たに上記2何とか何とかに記載のとおりということと、その2行下ぐらいに明示しているというのは、明らかになったというか、変わったという意味合いが出るような表現をすればいいかなと思うんですけども。

○松崎委員 そうすると、青字の部分というのは、その前に入れないと。

○前田会長 そうですね。

○松崎委員 協議が調わないという、(5)の下。新しい(6)に青字を入れて、そして今の(6)が(7)になって、新たにわかったことというふうに線引きする。

○山田委員 済みません、まず、会長ご指摘の点は、19ページ(6)の4行目、しかし、参加人に協議継続の意思が残っているとしても。

○前田会長 そうです、その後ですね。

○山田委員 審理の過程で新たにを加えて、上記2(1)の⑭項に記載のとおり、参加人は本件審理の終結日においても、デジタル放送以下明示しているのであり。

○前田会長 しているという意思が明らかになっておりという。

○原島代理 デジタル放送の同時再放送については同意していない旨の意思が明らかになっており。

○前田会長 ええ。過程で明らかになったと、そういうことですかね。

○山田委員 意思が明らかになり。

○松崎委員 それから、その解決の方向が異議申立人と全く異なることが明らかであるという、長いからこの辺で切って。

○前田会長 どこかで切らないといけないかもしれません。

○松崎委員 ちょっと明らかがダブる、重複するので。

○前田会長 そうですね。

○原島代理 それについては、また考えていただくということでもいいんじゃないですか。

○松崎委員 明示しているので明らかだと。

○山本委員 (4)、(5)、(6)の部分は、主張に対する応答であって、積極的に協議が調わないときに当たると言っているのは(2)のところですか。(2)を受けて、(3)のところでは法的に評価すると協議が調う状況になかったと言っているのです。事実としての根拠で、一番中心になっているのは(2)の部分です。ですから、もし強調するのであれば、(2)の最後のところで、ずっと同意する意思は示されていない、それは本件異議申立ての審理終結時まで変わっていないという言い方をしているのですが、その前のところも自主的に諦めるだろうと期待していた節が推認できるという言い方をしていますので、要するにそういった態度が審理終結時には、さきほどの⑭のように意思として示された、明白になった、明らかになったというふうに論理を運ぶと、その当時、やる気がなかったことが後の態度から明らかになりましたという言い方になります。

○事務局 実は甲56号の2号証でひのきの代理人宛てに参加人のほうからの回答で、今回明らかになったものと同趣旨のことが内容証明のほうで送られているのですね。

○前田会長 その時点で？

○事務局 23年6月の段階で。この主張と同じことを審理の終結場面で参加

人のほうが申し出たので、新たに明らかになったというよりは、それが再確認されたということではないかと。

○山田委員 意見書のスタンスはそういうふうには。

○山本委員 ⑬のこれですね。

○事務局 はい、そうです。

○山本委員 ちょっと違うか。これはひのきが言ったこと？

○事務局 ええ、向こうが。

○山本委員 向こうが言ってきたのだけれども、こちらは……。

○山田委員 これは⑬のことですよ。

○事務局 ⑬です。

○山本委員 これですよ。要するに、これ以外には困難であると。

○事務局 この部分が全く同じで何ら受け入れの余地は。

○原島代理 ⑬と⑭は趣旨が違うかどうか。困難であるという回答と意思はないという違いがあるかどうか、そういうことですね。

○山本委員 意思はないということは困難であること。

○榮審理官 拒否ですね。

○原島代理 意思はないは客観的拒否、困難であるというのは客観的事実を言っているにすぎない。

○榮審理官 外交的修辭用語なのかもしれませんが。

○原島代理 意思はないは完全な意思です、これは。

○山田委員 困難であるという表現は事実上拒否だとは思いますが、一応分けたほうが無難なように思いますね。

○原島代理 そう思います。したがって、⑭は⑬と必ずしも同じ意味ではない、厳密に言うと違う。分けて考えて。

○山田委員 関西と東京では受け取り方も違うという言葉ですので。

○山本委員　そうですね、今、ご指摘があったのですが、⑭と⑮が、多分、⑬と⑭を対比するために⑬、⑭と並べてあるのですが、時系列から言うと、⑬、⑮、⑭の順番なのですね。⑭は、審理終結の時点だから、ついこの間ですよ。

○山田委員　そうですね、ちょっと⑭と⑮、文章を入れかえたほうが。

○原島代理　わかりやすいか。

○山田委員　ほかはちゃんと時系列で来ていることをちょっと確認しないと。

○山本委員　なおという形でつながっているのですが、ここだけ「なお」にして分ける意味がないとすれば、入れかえたほうがいいですよ。

○山田委員　「なお」を取って、⑮を⑭にし、⑭を⑮にすることで、不都合なければ、ちょっとそのほうが。⑬までは時系列で来ています。

○山本委員　そうですね、そうしたほうが、⑮のところでは、いや、まだ協議は終了していない、可能性がある云々と言っているけれど、⑭ではもう意思はないと言っているので、流れとしてはやはり入れかえたほうがよさそうですね。

○山田委員　そうですね。

○原島代理　基本的な方針は、私は賛成ですので、ちょっとそれを入れかえたときに、細かいてにをはがどうなるかとか、そういうことが起こり得ると思いますが、これはちょっと検討していただいて、メール等で何うようにしたらいいかがございませうか。基本的な、この審議会の審議としては細かいところまで全部でなくてもいいような気がいたします、方針がきちんと出れば。

○山田委員　むすびは、山本委員に青字で入れていただいたところを削って、その削ったものをどうするかについて、まだちょっと結論が出てないと思うのですが。

○松崎委員　（6）の前に入れるのではないですか、青字の部分を入れる。そうすると、（6）までが協議が調わなかった。

○山田委員　私は6の次に（7）でもいいと思うんですが。

○山本委員 内容から言うと、手続の話で、事実がどうだったかというのが(6)までのところで、(7)は事実がどうだったかというよりは、むしろ、手続なので、(7)でいいかと。

○山田委員 むすびの前に(7)で。そして、その文章については。

○山本委員 ちょっと考えます。

○前田会長 読んでいて、意味がわからなかったところが。16ページの②の終わりのほうなのですけど、a、b、c、dと、それぞれ同意を得たといった際に、その都度、そこからですが、その旨を参加人に対し報告して、再送信の同意を得たって、この同意って何のことなのかなと思ったのですが。その都度、参加人に報告して。

○山田委員 求めたでしょうね。

○前田会長 そうと私は思いました。

○原島代理 これは元々の主張ですから、委員の私たちは元をちゃんと見ないとわからないですね。

○松崎委員 異議申立人の心をちゃんと確認して。

○原島代理 確認しないと、類推するわけにはいかない。

○事務局 要請したですね。この部分になろうかと。

○山本委員 そうですね、要請ですね。

○榮審理官 今のところは、「これらの主張を」とか、「これらの事実を」とか。

○山本委員 「これらを」というところですね。

○榮審理官 これらの主張を直接に裏付ける証拠はない。要するに、a、b、c、dは全部、裏付け証拠はないよと、こういうことを言っているわけでしょう。

○原島代理 これらの要請を行ったことを直接裏付ける証拠はない、意味的にはそうだと思いますけれども。

○山本委員 まあ、そうですね。

○原島代理 誤解を生じない表現であれば、結構だと思います。

○前田会長 どうでしょうか、ほかに。

○雨宮審理官 もし内容について、特にないようでしたら、ちょっと。この異議申立書をもう一度改めて読みますと、異議申立ての趣旨のところ、異議申立てに係る処分を取り消し、再送信同意をすべき旨の裁定を求めると、後段がついております。この決定案では、自明のこととして処分の取消しまでしか触れてないんですけれども、再送信同意をすべき旨の裁定を求めるということに対して、これを却下することを明示的にむすびなり、主文なりに書いたほうがよろしいかどうか。自明のこととして意見書には書かれていなかった。調書を読みますと、こういうことがあるけれども、今回の審理ではそれは対象外ですけど、よろしいですかというやりとりはあるんですが、この審理官の意見書ではそこまで言及した内容にはなっていないので改めて確認いただきたいと思います。

○山田委員 主文に盛り込めというご趣旨ですか。

○雨宮審理官 いや、いずれの方法もあるのかなと。異議申立書には再送信同意すべき旨の裁定を求めると書いておりますので、それについては却下するということ。

○原島代理 裁定を求めると。

○山本委員 行政不服審査法上は処分に対して異議申立てをするという形になっていて、訴訟のように取消請求と変更請求がはっきり区別されていないのではないかと。異議申立てに対する決定の場合には処分の変更を行う決定までできるのですが、ただ、不服申立てに対する回答としては、これでいいような気がするんですけど。

○原島代理 要するに、門前払いをしたことに対する回答ですよ。

○山本委員 訴訟の場合ですと、義務付け請求ははっきり区別して立てられるのですが、異議申立ての場合はそうではない……。

○原島代理 誤解されないように、ここではこの判断しかしてないというのは明記したほうがいいかもしれない。

○山本委員 ええ、主文というよりは、20ページの最後のなお書きで書いてあるのが、いわば回答だったわけですね、おそらく。申立人が言ってきたことに対して、もう一回やり直しますと。だから、もしこの趣旨を明記するとすれば。

○榮審理官 佐藤前審理官がこれは申立て対象外ですと言ったとすると、その時点でこの申立ての趣旨はいわば訂正させてしまった、取り消すことだけしか求めてない、余計なことを書いてある。それがちょっと審理の記録に残っているかどうかわからないんですけど、取り消すことだけ。確かに取り消すことだけしか意味がないと、山本委員と同じですけど、ただ、形式上残っているとすると、行政不服審査の場合でも、やはり申立て主義ですので、申立てがあったら、一応、問いに対しては答えなきゃいけないというオウム返しのあれはありますね。ですので、撤回させたということがどこかに記録に残っていれば何もする必要はないんですけど。

○山本委員 そうですね、記録を調べたほうがいいですね。

○榮審理官 「ここでの審理においては判断いたしませんので」、「はい、済みません」って言ったので、全部縮小したと入れればいいのか。

○雨宮審理官 議事録は相手側の確認をとっているものではないので。

○榮審理官 判決釈明のときに、主文と同趣旨の決定を求めると書いてあれば、再送信はすべき旨の裁定を求めるといふ部分は申立ててないということに読めますね。

○山田委員 その前提は、意見書に上記第1と同種の決定を求めるとあったの

で、推察して書いたということではあるのですが。

○榮審理官 手続の明確性という意味ではどこかに残したほうがというのがありますけれども、この裁定の部分まで書くかどうか。書いても、一応、どこかに蛇足的に。

主任審理官は異議申立人に対し、本件審理では総務大臣が異議申立人の再放送に係る話し合いに同意すべきだとか、同意すべきでないという点は審理対象にならないと考えている、そこで云々整理していただきたいということで残っていますので、一応記録上、その手続に対して、異議とかいうことは出ていませんから、まあ、整理されたと。あとは内部的なこちらの問題だけでしょうかね。

○原島代理 決定案の中にはそれは記す必要はない。

○山本委員 もし、そこまで縮減しているとすれば……。

○榮審理官 一応、佐藤審理官はここは対象にしないと書いてあって、それに異議なく。

○原島代理 それはオーソライズされている書類？

○事務局 調書です。

○榮審理官 外に出ているわけですね。

○山田委員 審理対象外とする手続は審理の中で踏まれているということによるらしいですね。

○榮審理官 この申立書自体は今も生きているだとすれば、答えるかどうかという問題も出てくるのですけど。

○原島代理 それが生きているかどうかという判断はどこで。

○榮審理官 いや、だから、佐藤前審理官という意味でしないと。

○山田委員 対象外ということに対して承知しましたとか。

○原島代理 それも申立人も認めていると。

- 榮審理官 異議を全然言ってないですから。黙示の承諾があつて。
- 山本委員 黙示の承諾なのですね。
- 山田委員 取下書があればありがたかったのですが。
- 榮審理官 あとは決定書渡す前に訂正印を押させれば一番いいんですけどね。削除して。
- 山本委員 いずれにしても、それは……。
- 榮審理官 あとは主文のとおりって書かないで、異議申立て処分の取り消しを求めるともう一度、書き直すかどうかだね。
- 原島代理 前段だけのことをちゃんときちんと書く。
- 榮審理官 申立人の申立ての趣旨はこうである、同じことですがけれども。論理的には前のものと同じ意味です。
- 原島代理 誤解を生じて、後にトラブルが生じないかと、それだけだと思いますけどね。
- 山田委員 事実上、異議申立人は認容判決ですよ。
- それに対して本訴提起というのはないように思いますね。じゃあ、総務省のほうでというと、省内の資料でそこを落ちた過程は確認できると。
- 榮審理官 異議申立人の主張の最後のところで、再送信を同意すべき旨の裁定を求める旨の記載部分については審理の対象としないこと、異議ない旨述べて、手続中の出来事としてこちらが書いておけば、雨宮審理官のご指摘にも正面から答えることにはなります。
- 山田委員 それを入れるとすれば、4ページの(3)本件異議申立てのところですよ。
- 榮審理官 5ページの最後です。
- 山田委員 そうですね、5ページの最後のよって云々、再放送同意をすべき旨の裁定をすべきであると。このところで一言触れて。

○榮審理官 再放送同意すべき旨の裁定をせよという部分はこちらの審査会の審理の対象外なわけですよ。これをそのまま異議申立書に書いていたので。

○山田委員 触れる、触れないについてはいかがいたしましょうか。

○原島代理 うまい表現があれば触れておいたほうが混乱は少ないだろうとは思いますが。

○山田委員 親切ではある。触れるとすれば、4ページの(3)のところに審理の過程で。

○榮審理官 このよって書きのところが総務大臣はと書いてあるからおかしくなるのかな。

○原島代理 「よって総務大臣は取り消すべきである」で問題ないんだけど。

○榮審理官 取り消すのは自分で取り消せという話じゃないですよ。だから、よって本件裁定処分は取り消されるべきであるということに。主張は拒否したことしか書いてありませんよね、ここでは。「よって本件裁定拒否処分は取り消されるべきである」でまとめれば、申立ての趣旨は成立することになる。

○原島代理 本当に申立人は審理までずっと行って来たというふうに言うかどうか。もし言っているとすれば、場合によっては、今度、最後の結論の前あたりになおみたいな形でつけ加えるという手もありますね。

○榮審理官 でも、山田委員がおっしゃるように認容ですから、文句は言わない。

○雨宮審理官 このことに気がついたのは、総務省側から仮にこういう結論になった場合に、今後、裁定に入っていきますので、この判断が同意のほうに偏った裁定を求めるような決定案になるのかならないのかというのは非常に気にしていたので、私もちょっと。

○原島代理 何も言っていないというのが本当ですよ。

○榮審理官 本件裁定拒否処分は取り消されるべきであると。

○原島代理 裁定拒否に対するものですから、裁定に対するものではないのですね、これはね。

○前田会長 そうですね。

○山田委員 再放送同意を求めていたのだと言われたときには、審理の記述調書に記載の部分を示して整理されているということを説明すればいいと。

○榮審理官 そのことは、裁定の申請のところは3ページ以下に書いてありますよね。だから、再放送同意をすべき旨の裁定を求めたというのを書くのであれば、3ページの(2)の5行目、当事者間で協議が調わないとして、再放送同意をすべき旨の大臣裁定を求めたと、を申請した。

○山田委員 これは元々の申請であって、異議申立ての対象が何かということとは別。

○榮審理官 異議申立ての対象はあくまで再送信同意をすべき旨の裁定。同意をしない旨の裁定はないわけですから、異議申立ての対象はないのですね。

○山田委員 いや、それに対して、先ほど山本委員が行政不服審査の場合は裁定拒否処分を取り消しプラスこうしろというところまで求められる。

○榮審理官 私が申し上げたのは、とにかく形式的に申立ての趣旨に前提となる処分がない不適法な行政不服申立てがあっても、一部、お答えすべき前提がないから、不適法な不服申立て処分だから。本件の場合だと、主文だと、もしこの申立てが対象として残っているとすると、取り消すという旨の認容の主文と、それから後段の再送信同意をすべき旨の裁定を求めた部分の不服申立ては元になる対象がないから不適法な申立てで却下と。だから、認容と却下の2行の審判になる、判決理由だとそうなりますし。

○山田委員 それについて、後半のほうについて見ていただいて、外したということであれば。

○原島代理 異議申立人が外したのか、それとも審理官のほうを外したのかと

ということで、もし審理官のほうが外したのであれば、やっぱりここに理由を書くべきだと思います。

○山田委員 承諾なり何なりがあれば、意見書の流れのとおりでいいと思うのですが。

○雨宮審理官 調書、議事録は一方的に主宰者側、審理官側が書いているものですので、私はいはと言った覚えはないよと言われてしまえばということもあり得る、そういうことはないと思いますけれども。

○原島代理 異議申立人が申立ての趣旨がちゃんと前段だけであるというふうになっているかどうかです。もししてないんだったら、それは審理の対象としなかった理由を書かなくちゃいけない。

○榮審理官 裁判所でやるやり方としては、やっぱりそういうときは後段撤回しますと、1行、調書に書かせるのが基本です。ただ、書かなかったときは、判決で判断として申立ての趣旨はこの趣旨であるという判断を書いてしまう。というよりも、対象外のものを書かないという形で、だから、原案のとおり、主文のとおりでというのでも十分書いてあるというふうに説明できるので、論理的には欠陥はありませんね。

○原島代理 調書に対して、きちんと異議申立人のものが残っていればいいけれども、残っていない、変えるということは残っていないときには、やっぱり書かなくちゃいけないのではありませんか。

○榮審理官 要するに、手続がどうだったかという判断は主宰者が最終的に自己責任で判断する問題ですから、だからこう判断しましたよということを調書に残す形と、あるいは今回の意見書に残すやり方もあったでしょう。

○原島代理 これを受けて、異議申立人は自分の異議申立てが間違っ書いているというふうに主張しますよね。自分は、異議申立ては後段も含めて申立てたのに、ここでは異議申立人の主張の要旨として間違えて解釈しているとい

うふうに言う可能性がありますよね。

○榮審理官 言うことはできますけど、通らないですよね。

○山田委員 2ページ頭のところに私どもの判断の前提が調書及び意見書に基づきですよね。

○榮審理官 ええ。

○山田委員 ということで、今、確認した調書の記載と、それから意見書、合わせれば、この5ページの再放送同意をすべきというところは落ちているというを確認し、決定案を作成したと。

○原島代理 確認したので、異議申立人を要旨の中から除きましたと。

○山田委員 と言えることは全部盛られているかなというところで。

○榮審理官 そうすると、わざわざ説明は要らないね。かえってきれいですね。

○山田委員 説明しないほうがいいかなと。説明を求めてきたときには、きちと答えられる。

○原島代理 場合によっては、これは基本的に異議申立人の主張を認めているわけだから、高裁に行くことはないのか。

○榮審理官 ありません。事実上はないと思います。個人の方で、好みでこういうことをやっている方はわかりませんが、大丈夫だと思いますね。

○山田委員 「ひのき」は既に意見書は見ているのですか。

○事務局 閲覧は来ていません。

○前田会長 今のご意見、山田委員のほうで申し訳ありませんが、それぞれ反映してください。

閉 会

○前田会長 それじゃあ、これにて審議会を終了させていただきます。次回は

11月28日15時半ということでよろしくお願ひします。

どうもありがとうございました。